

参加者の有無を確認する公募手続きに係る参加意思確認書の 提出を求める公示

平成19年6月25日

近畿地方整備局

京都国道事務所長 見坂 茂範

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

1. 当該招請の主旨

本業務は、京都国道事務所管内における道路交通騒音の環境基準の達成が著しく困難な区間について、「幹線道路の沿道の整備に関する法律」（以下、「沿道法」という）に基づく整備を進めるため、沿道法に定められた要件の調査検討と自治体との協力体制を確立するための方策を検討するものであり、特定の企業・個人に偏らない公平・中立的な立場が求められる。

本業務の実施にあたっては、沿道環境の改善を中心とした道路空間と沿道空間の一体的な整備など道路空間の再構築に関し高度な専門的知見、豊富な経験を有するとともに、沿道法、道路法、都市計画法、建築基準法など諸法令の解釈運用や関係機関等との合意形成等について、高度な専門的知見と豊富な経験を有することが求められることから、（財）道路空間高度化機構（以下、「特定公益法人等」という）を契約の相手方とする契約手続きを行う予定としているが、当該特定公益法人等以外の者で、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

公募の結果、応募者がいない場合もしくは、4. の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、特定公益法人等との契約手続きに移行する。

なお、4. の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、特定公益法人等と当該応募者に対してプロポーザル方式による技術提案書の提出を要請する予定である。

2. 業務概要

(1)業務名 平成19年度京都国道管内沿道整備検討業務

(2)業務内容 ①沿道法適用に向けた検討
②事前調整会議の開催・運営支援
③沿道法勉強会の開催・運営支援
④地元関係者に対するヒアリングの実施
⑤今後に向けた課題の整理

(3)履行期限 平成20年3月10日

3. 業務目的

本業務は、国道1号山科地区について、沿道法に基づく整備を進めるため、その法に定められた要件の調査検討と自治体との協力体制を確立するための方策を検討することを目的としている。

4. 応募要件

(1)参加意思確認書の提出者に対する要件は次のとおりとする。

1) 基本的要件

①予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

- ②近畿地方整備局(港湾空港関係を除く。)における平成19・20年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていること。
- ③近畿地方整備局長から指名停止を受けている期間中でないこと。
- 2)技術力に関する要件
- ・沿道環境の改善を中心とした道路空間と沿道空間の一体的な整備について、高度な専門的知見、豊富な経験を有するとともに、沿道法、道路法、都市計画法、建築基準法など諸法令の解釈の運用をはじめ、関係機関等との合意形成等について、高度な専門的知見と豊富な経験を有すること。
- 3)中立性・公平性に関する要件
- ・沿道法の適用について、行政的な視点と判断を兼ね備え、特定の企業・個人に偏りしない、公平・中立な立場で業務を実施することが出来ること。
- 4)守秘性に関する要件
- ・守秘義務の遵守及び違反した場合の適切な罰則などについて社則などに明記していること。
- 5)業務執行体制に関する要件
- ①滋賀県、京都府、大阪府、奈良県に本・支社(店)または営業所があること。
 - ②本業務を実施する担当技術者と体制を確保していること。
- 6)業務実績に関する要件
- 以下に示す同種又は類似業務について、1件以上の受注実績を有している者であること。
- ・同種業務：平成14年度以降に元請けで受注し完了した近畿地方整備局(但し、港湾空港部を除く)が発注した沿道法を適用するための調査・検討業務
 - ・類似業務：平成14年度以降に元請けで受注し完了した近畿地方整備局管内の各府県政令市が発注した沿道法を適用するための調査・検討業務
- 7)その他近畿地方整備局長が必要と認めた要件
- 災害時に本業務に関連する緊急的な業務に対し、迅速かつ確実に応援態勢がとれること。
- (2)配置予定管理技術者に対する資格要件及び業務実績は以下のとおりとする。
- ①配置予定管理技術者
- 資格要件
- 配置予定管理技術者は、以下に示すいずれかの資格を保有する者であること。
- ア)技術士(建設部門)の資格を取得後5年以上の実務経験を有し、業務の統括管理を5年以上継続している者。
 - イ)1級土木施工管理技士の資格を取得後5年以上の実務経験を有し、業務の統括管理を5年以上継続している者。
 - ウ)国土交通省又は地方公共団体において指導・管理の職にあった者で技術士(建設部門)の資格、又は1級土木施工管理技士の資格を取得している者。
 - エ)国土交通省又は地方公共団体において指導・管理の職にあった者で、土木請負工事・調査の設計・監督検査・管理の経験が通算20年以上あり、そのうち統括管理を2年以上経験した者。
 - オ)国土交通大臣が技術士(建設部門)の資格と同程度の知識及び技術を有するものと認定した者。
- 同種又は類似業務の実績
- 以下に示す同種又は類似業務について、1件以上の受注実績を有している者。
- ・同種業務：平成14年度以降に元請けで受注し完了した国発注の沿道法を適用するた

めの調査・検討業務

- ・類似業務：平成14年度以降に元請けで受注し完了した都道府県または政令市発注の沿道法を適用するための調査・検討業務

5. 手続等

(1) 担当部局

〒600-8234 京都市下京区西洞院通塩小路下る南不動堂町808

国土交通省近畿地方整備局 京都国道事務所 経理課 契約指導係

TEL：075-351-3300（代）FAX：075-353-7079

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

① 交付期間

平成19年6月25日から平成19年7月5日まで

（土、日曜日および祭日は除く。交付時間は9時00分から17時00分まで）

② 交付場所

(1)に同じ。

③ 交付方法

手渡しとする。

(3) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

① 提出期限

平成19年7月5日17時00分

② 提出場所

(1)に同じ。

③ 提出方法

持参によるものとする。郵送、電送及びその他の方法によるものは認めない。

6. その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口 5(1)に同じ。

(3) 当該応募者に対してプロポーザル方式による技術提案書の提出を要請する際の提出予定期限：平成19年7月18日 17：00

(4) 近畿地方整備局（港湾空港関係を除く。）における平成19・20年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない場合も5(3)により参加意思確認書を提出することができるが、その者が技術提案書の提出者として選定された場合であって、技術提案書を提出するためには、技術提案書の提出の時において、当該資格の認定を受けていなければならない。

(5) 詳細は説明書による。